

## 静岡県公安委員会規則第27号

静岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月12日

静岡県公安委員会委員長 松永由弥子

### 静岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

静岡県道路交通法施行細則（昭和35年静岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(警察署長の駐車許可)	(警察署長の駐車許可)
<b>第5条</b> (略)	<b>第5条</b> (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
<u>7 前項の規定による許可証の交付が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該許可証の交付を受けた者は、次項の規定による掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該許可証の複製を作成するときであつて当該複製が当該許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。</u>	<u>7 前項の規定による許可証の交付が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該許可証の交付を受けた者は、次項の規定による掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該許可証の複製を作成するときであつて当該複製が当該許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。</u>
<u>8 第6項に規定する許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、汚損し、又は破損したときには、別記様式第4の2の駐車許可証再交付申請書により、再交付の申請を行うことができる。</u>	<u>8 第6項に規定する許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該許可証（前項に規定する場合にあつては、当該許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。</u>
<u>9 第6項に規定する許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときには、別記様式第4の2の駐車許可証再交付申請書により、再交付の申請を行うことができる。</u>	<u>9 第6項に規定する許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときには、別記様式第4の2の駐車許可証再交付申請書により、再交付の申請を行うことができる。</u>
<u>10・11 (略)</u>	<u>10・11 (略)</u>

11 第6項に規定する許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときには、速やかに、許可証（第3号に掲げる場合にあつては、発見し、又は回復した許可証）を廃棄しなければならない。

(1)～(4) (略)

12 第6項の規定により許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときには、速やかに、許可証（第3号に掲げる場合にあつては、発見し、又は回復した許可証）を廃棄（第7項に規定する場合にあつては、当該許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去）しなければならない。

(1)～(4) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、令和7年12月15日から施行する。